

保険・年金



保険料の納め忘れなどに電話で呼びかけます

市では、国民健康保険料、介護保険料や後期高齢者医療保険料の収納率向上と特定健康診査の受診率向上を図るため、10月からコールセンターを設置しています。

市から委託を受けた事業者(HARVEY株式会社)が電話により、保険料を納め忘れていたかたに納付案内や、特定健康診査を受診されていないかたへ受診の呼びかけを行います。

なお、事業者は個人情報の管理を徹底しますので、みなさんのご理解をお願いいたします。

問合せ先 国保年金課 072・433・7271、高齢介護課 072・433・7042

国民健康保険料納期内納付にご協力を

被保険者間の負担の公平を図るために、保険料を滞納している世帯には、通常より短い有効期間の「短期被保険者証(短期証)」を交付します。

短期証の交付後も保険料を納付せず相談にも応じない場合は、医療機関で10割の診療代金を支払う「被保険者資格証明書」を交付します。

その後もなお納付状況が改善されない場合は、保険給付分の支給を一時差し止めることがあります。

問合せ先 国保年金課 072・433・7270

新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金適用期間を延長

市の国民健康保険被保険者(給与などの支払いを受けているかたに限る)が、新型コロナウイルス感染症に感染または発熱などの症状があり感染が疑われ、その療養期間の給与などの支払いを受けられないまたは減額されたかたへの傷病手当金適用期間が、12月31日まで延長されました。

適用期間 令和2年1月1日〜3年12月31日の間で、労務に服することができなかった期間

支給期間 労務に服することができなかった日から起算して3日を経過した日から、労務を予定していた日数分

支給額 (直近の継続した3カ月間の給与収入合計額÷就労日数)×3分の2×支給対象日数

申請方法 国民健康保険証、傷病手当金支給申請書(世帯主・被保険者・事業主・医療機関用すべて・印鑑は朱肉を使用するもの)、振込先口座のわかる通帳の写しを郵送もしくは窓口へ

※傷病手当金支給申請書は、ホームページからダウンロード可

申請期限 労務に服することができなくなった日の翌日から起算して2年

申請・問合せ先 国保年金課 072・433・7273

老齢基礎年金の繰上げ請求・繰下げ請求

◆繰上げ請求 60〜64歳で老齢基礎年金の受給資格を満たしたかたは、希望すれば繰上げて受

給できます。

福祉



視覚障害者のための教養講座「ホッとワーク」

日時 10月26日(火) 午前10時〜正午

内容 ろうの花作成 参加費 600円 場所・申込・問合せ先 中央公民館 072・433・7222

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金申請期限11月30日に延長

支援金の対象となる可能性があるかたへは、既に申請書などを送付してありますが、期限延長になったことで新たに対象となる可能性があるかたへも順次送付します。

詳しくはホームページをご覧ください。

申請・問合せ先 自立支援金申請窓口(福祉総務課内) 072・433・7087

第8期介護保険事業計画に基づき事業者を募集

対象 地域密着型サービス(定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者

給できます。

◆繰上げ請求をした場合の年金額は、請求時の年齢に応じて減額されます。一度手続きをすると、繰上げ請求の取消し・変更はできません。請求には、次の点を十分考慮してください。

- ①減額率は、生涯変わりません。
②請求後、障害の状態になっても、障害基礎年金は

請求できません。
③65歳になるまでは、遺族厚生(共済)年金の併給ができません。
④寡婦年金を受給できません。
⑤国民年金の任意加入被保険者になれません。

◆繰下げ請求

66歳以降で繰下げ請求をした場合、請求時の年齢に応じて増額した老齢基礎年金を受給できます。

募集要項配布・事前協議予約期間 10月8日(金)〜20日(水)

事前協議実施期間 11月8日(月)〜10日(水)

※提出書類はホームページからダウンロード可。
問合せ先 高齢介護課 072・433・7043

重度障害者医療証を郵送します

オレンジ色の医療証の有効期限は10月31日(日)です。11月以降も引続き対象となるかたには、10月末までに新しい医療証を郵送します。

対象 ひとり親家庭医療・子ども医療対象者以外で、次のいずれかをお持ちのかた(所得制限あり)
①身体障害者手帳1・2級
②療育手帳A
③精神障害者保健福祉手帳1級
④指定難病(特定疾病)受給者証所持者で障害年金(または特別児童扶養手当)1級
⑤身体障害者手帳と療育手帳B1の両方

なお、医療証をお持ちでないかたでも、令和2年中所得が制限額以下の場合には11月から対象となりますので、10月29日(金)までに申請してください。

※本年1月2日以降に他市町村から転入したかたは、令和3年度所得証明書を

ご提出ください。

持参ください。
申請・問合せ先 障害福祉課 072・433・7012

認定NPO法人大阪府高齢者大学校受講生募集

開講期間 令和4年4月〜5年3月
講座内容 歴史・語学・文化・自然・美術など62科目
受講料 6万円(科目によりその他実費あり)

申込期間 10月20日(水)〜12月8日(水)午後3時(申込多数の場合は抽選)
申込方法 郵送・持参・ホームページ

※募集要項は市高齢介護課でも配布
募集要項・申込・問合せ先 認定NPO法人大阪府高齢者大学校 06・6360・4471

日赤募金の「ご協力に感謝」

町会・自治会・有志のかたから、281万890円(8月31日現在)のご協力をいただきました。

募金は最寄りの郵便局からお振込みいただけます。

口座番号 00920・3・242967
口座名称 日赤大阪府支部貝塚市地区

問合せ先 貝塚市地区事務局(福祉総務課内) 072・433・7085

なお、66歳以降に他の年金給付の受給権が発生した場合、65歳にさかのぼり本来支給の老齢基礎年金の請求をするか、その時点で増額された繰下げ支給の老齢基礎年金の請求をするかの選択ができます。

問合せ先 貝塚年金事務所 072・431・1122、国保年金課 072・433・7274

3・7274

令和4年度 市立幼稚園 対象 平成28年4月2日〜31年4月1日生まれで、本市に住民登録がある子ども
申込書配布 各幼稚園・山手地区公民館・浜手地区公民館・学校教育課で
申込日時・場所 11月15日(月)・16日(火)午後2時〜4時に子ども同伴で各園へ(駐車場はありません)
定員 各園95人(定員は3・4・5歳児合計)
問合せ先 学校教育課 072-433-7108

令和4年度 市立認定こども園(1号認定) 保育の必要のない3〜5歳の子ども(1号認定)の募集です。
対象 平成28年4月2日〜31年4月1日生まれで、本市に住民登録がある子ども
申込書配布 各市立認定こども園・保育こども園課で
申込 11月15日(月)・16日(火)午後2時〜4時に、子ども同伴で保育こども園課へ

令和4年度 保育所・認定こども園(2・3号認定) 保育の必要がある子ども(2・3号認定)の募集です。
対象 令和4年4月1日現在、本市に住所があり、保護者のいずれもが就労や病気などのため家庭で保育できない就学前までの子ども
申込書配布 11月1日(月)〜各市立・私立保育所・認定こども園、保育こども園課で(土・日・祝日除く)
申込 ①11月1日(月)〜12月17日(金)午前8時45分〜午後5時15分(土・日・祝日除く)
②12月11日(土)・12日(日)午前10時〜正午、午後1時〜3時に、保育こども園課へ
※4月1日入所の場合は子ども同伴で
※転園希望のかたも要申込
申込・問合せ先 保育こども園課 072-433-7024